

淀川水系流域委員会
第 70 回委員会 (H20.1.9)
審議資料 1-4

河川管理者提供資料

淀川水系における河川環境の保全と再生に関する考え方

平成 20 年 1 月 9 日

近畿地方整備局

淀川水系における河川環境の保全と再生に関する考え方

淀川水系河川整備計画原案における河川環境の保全と再生に関する河川管理者の考え方は次のとおりです。

1. 平成9年河川法改正以降の河川環境政策の現状

- ・ 河川行政は、治水、利水のための河川工事の際に環境への配慮を行うだけでなく、河川環境の整備と保全を河川管理の目的に内在化させる方向に転換すべく平成9年に河川法を改正し、治水、利水、環境の総合的な河川整備を行うこととしました。
- ・ 平成14年度には「自然再生事業」を創設し、河川の蛇行復元や樹林帯の保全、湿地や干潟の再生等の河川環境に関する取り組みを推進しています。
- ・ 平成18年度には「多自然川づくり基本指針」を策定し、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を全ての川づくりの基本とすることとしました。
- ・ 多自然型川づくりでは、様々な工夫を重ねながら治水機能と環境機能を両立させた取り組みがある一方、場所ごとの自然環境の特性への配慮を欠いた事例など課題のある川づくりが見られるなど、今後とも改善すべき点があります。また、外来種対策など更に取り組みを強化すべき事案もあり、今後とも良好な河川環境の整備と保全を進めることが必要です。

2. 淀川水系における河川環境の保全と再生に関する考え方

- ・ 淀川水系においては、これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方のもと、これからの河川の整備と管理の取り組みを転換しなければならないと考えています。
- ・ そのため、川や湖の持つ自然の変化を尊重し、水・生物・人を含めた総体を捉え、その多様な価値を活かすために、自然環境の保全と再生、治水・利水・河川空間利用という多目的なニーズに応える総合的な判断に基づく河川整備を行うことを基本的な考え方とします。
- ・ 淀川水系における今後の河川整備は、琵琶湖や淀川等に生息・生育する固有種

や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な生物を保全するため、水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標（念頭・目指すもの）として、生物の生息・生育空間の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるように努めます。

- ・ また、河川環境の保全・再生は「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方のもとに、徹底した連続性の確保、ダイナミズムの再生、水循環の健全化、コンクリートが見えない河岸・堤防の整備を目指します。
- ・ 特に淀川水系の流域面積の約 47%を占め、水系全体の治水、利水、環境に大きな役割を果たしている琵琶湖の保全と再生に率先して取り組むこととし、流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に向けた調査検討や、琵琶湖と水田等の陸域との連続性を確保するために関係機関と連携した取り組みを進めるとともに、琵琶湖及び宇治川・淀川における生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した治水・利水・環境の調和のとれた瀬田川洗堰の操作方法の確立を目指します。

3. 淀川水系における河川環境の保全と再生に関する取り組み

- ・ 淀川水系においては河川法改正以前から河川環境に関する様々な取り組みが行われ、一定の成果を得られているものの、流域や河川全体を対象としていない局所的な取り組みや横断形状の修復は行うものの水位変動や攪乱の増大に向けた取り組みが組み合わされていない個別的な取り組みであるといった課題を有しているところではあります。
- ・ 現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面があります。また、河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分ではなく技術的に確立していない面もあります。
- ・ さらに、河川空間における対応だけでは流域における取り組みも併せて行わなければ効果が得られない場合があることなども課題として挙げられます。このほか、河川環境のあり方に関する多様な価値観が存在し、事業実施や目標設定に関する合意形成に時間を要するといった点も有しています。
- ・ こうした現状のもと、河川環境の保全と再生に当たっては、できるだけ客観的に河川環境の変化を評価できるように努め、その下で施策を検討し、実践してい

くことが必要だと考えています。

- ・ 河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために行う河川整備については、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、さまざまな試行的取り組みを交えながら事業を実施するとともに、5年、10年といった年限を区切って適宜適切に河川と流域の状況を把握し、河川整備の内容を見直すなど事業の効果・影響を把握しながら改善するため順応的管理を導入します。
- ・ 事業実施前後のモニタリングは、河川環境の保全と再生に向けた河川管理のための基礎資料として集積するなど、より良い河川環境の保全と再生につなげていくこととし、住民・住民団体と連携した調査を実施するとともに、積極的に調査結果の公表を行います。
- ・ また、山、川、海をつなぐ取り組みや流域全体の水質保全対策や外来種対策など河川管理者のみによる河川内の対応だけでは限界がある課題もあり、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携協力した取り組みが行えるよう努力を積み重ねる必要があります。
- ・ このため、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行うこととし、住民と地域に密着した総合行政を担う地方自治体及び都市計画や農林・水産など関連する他の行政機関との連携を図るとともに、計画の検討段階から住民・住民団体、学識経験者との連携を積極的に行います。

以上